数を加算するものとする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成5年度から平成9年度までの各年度において警察費の算定に用いた警察職員数の合計数（千葉県にあつては各年度の警察職員数に同令附則第25項により加えられたものの数を加算するものとする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数（負数となるときは0とする。）

γ　平成24年度から平成28年度までの各年度において東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）を採用した特定被災地方公共団体である県について、当該職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条、第28条の4第1項及び第28条の6第1項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条及び第4条に規定する職員であつて、各年度の4月1日において在職している職員の数として総務大臣が調査した数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅱ

B＝－0.172×c＋18.2

算式Ⅱの符号

c　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項別表第1のイに規定される行政職俸給表(一)の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて平成28年4月1日現在におけるもの

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅲ

C＝－0.196×d＋19.6

算式Ⅲの符号

数を加算するものとする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成5年度から平成9年度までの各年度において警察費の算定に用いた警察職員数の合計数（千葉県にあつては各年度の警察職員数に同令附則第25項により加えられたものの数を加算するものとする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数（負数となるときは0とする。）

γ　平成23年度から平成27年度までの各年度において東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）を採用した特定被災地方公共団体である県について、当該職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条、第28条の4第1項及び第28条の6第1項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条及び第4条に規定する職員であつて、各年度の4月1日において在職している職員の数として総務大臣が調査した数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅱ

B＝－0.156×c＋16.6

算式Ⅱの符号

c　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項別表第1のイに規定される行政職俸給表(一)の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて平成27年4月1日現在におけるもの

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅲ

C＝－0.189×d＋18.9

算式Ⅲの符号